明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一九）　一
〔告　示〕
○社会通信教育を認定した件（**文部科学**四四）　五
○文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件（**同**四五）　六
○文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の名称を変更した件（**同**四六）　六
○文部科学省認定社会通信教育講座の代表者を変更した件（**同**四七）　七
○文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の名称及び代表者を変更した件（**同**四八）　八
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四四九）　九
○農薬を登録した件（**同**四五〇、四五一）　一三
○農薬を再登録した件（**同**四五二）　一五
○農薬の登録が失効した件（**同**四五三）　一五
○道路に関する件（**東北地方整備局**四二～四四）　一六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**九二～九五）　一六
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二一）　一六
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**六〇～六五）　一七
○道路に関する件（**同**六六）　一七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**四三、四四）　一八
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**六一～六三）　一八
○道路に関する件（**北海道開発局**四八、四九）　一九
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二六）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事区間変更関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○農林水産省令第十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項第二号及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一かえでの項の次に次のように加える。

のこぎりそう（おおばなののこぎりそうを除く。）	Achillea L.	草花
おおばなののこぎりそう	Achillea ptarmica L.	草花

別表第一アスチルベの項中「アスチルベ」を「アスティルベ」に改め、同表とうがんの項の次に次のように加える。

めぎ	Berberis L.	観賞樹

別表第一ブラキスコメの項の次に次のように加える。

おおしまこばんのき	Breynia J. R. Forst. Et. G. Forst. Nom. Cons.	観賞樹

別表第一木立ちょうせんあさがおの項の次に次のように加える。

ふじうつぎ	Buddleja L.	観賞樹

別表第一ろうばいの項の次に次のように加える。

ひとつばたご	Chionanthus L.	観賞樹

別表第一ディフェンバキアの項の次に次のように加える。

ディギタリス	Digitalis L.	草花

別表第一はえとりぐさの項の次に次のように加える。

ディオニシア　アレティオイデス	Dionysia aretioides (Lehm.) Boiss.	草花

別表第一ドゥランタの項の次に次のように加える。

エキナケア	Echinacea Moench	草花

別表第一大豆の項の次に次のように加える。

ウラルかんぞう	Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	工芸作物

別表第一ゴンフレナ（せんにちこう）の項の次に次のように加える。

アジアわた	Gossypium arboreum L.	工芸作物

別表第一カルミアの項の次に次のように加える。

クニフォフィア	Kniphofia Moench	草花